

藤岡市農業委員会

令和6年第8回

定例會議事録

令和6年8月5日招集

## 令和6年藤岡市農業委員会第8回定例会議事録

令和6年8月5日、藤岡市農業委員会長 浅見 健司は、令和6年藤岡市農業委員会第8回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

### [会議に付した議案]

- 議案第 40号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第 41号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 42号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 43号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について  
議案第 45号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について  
議案第 46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について  
報告第 15号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について  
報告第 16号 農地法関係出願等について

### [出席農業委員] (13名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏惠
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 曜
10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸	13番 川村 信行
14番 塚本 欣吾			

### [出席農地利用最適化推進委員] (6名)

1番 飯塚 敬明	4番 黒澤 功	6番 茂木 敏夫	9番 横山 万寿雄
14番 堀越 昭彦	17番 柳澤 憲司		

### [事務局]

事務局長	横田 道明	事務局次長	真下 和弘
係長	春山 崇	係長代理	宮原 優雅子
係長代理	笠原 謙亮		

(開会13時26分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和6年第8回定例会を進行させていただきます。開会前にご報告いたします。本議案第42号農地法第4条の規定による許可申請について、ですが、議案公示後に代理人より許可申

請の取り下げの意向があり、7月26日に許可取下げ願いを受理いたしましたので今回の定例会におきましては審議致しません。ご了承ください。議案書3ページ議案第42号農地法第4条の規定による許可申請については審議致しません。本日の下審査につきましては、東庁舎3階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和6年第8回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員13名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。2番武藤委員、3番秋谷委員の両名にお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第40号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案第40号は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があつたので決定を求めるものです。整理番号1番です。土地の表示は、立石字寺前 畑 718m<sup>2</sup>です。借人が、市外の法人、貸人は、立石のAさんです。当初許可は、令和5年9月です。契約内容は、賃貸借です。計画の変更理由について、借人は、土木建設業を営んでいます。令和5年9月付で農地法第5条第1項の許可を取得し、申請地を借り受け資材置場、駐車場用地及び作業員待機所用地として使用している。当初計画から工事の追加が発生し工期を延長する必要が生じた。このため転用期間を延長したく本申請に及んだ。貸人は、借人の要望を受け入れたい。施設概要について、資材置場・駐車場用地及び作業員待機所用地(一時転用)です。転用期間は、当初計画では令和6年9月30日まで、変更計画では、3か月延長した令和6年12月31日までです。付近の状況は東・西・北：道路、南：畑です。誓約書が添付されております。農地区分は、農振農用地ですが、一時転用のため不許可の例外に該当します。続きまして、整理番号2番です。こちらの計画変更申請は議案第43号農地法第5条許可申請の整理番号11番の関連案件です。土地の表示は、当初計画・変更計画とともに白石字前原 畑 235m<sup>2</sup>です。当初計画者が、市外のIさん、承継者は、白石のRさんです。当初許可は、昭和46年1月です。契約内容は、当初計画・変更計画ともに売買です。計画の変更理由について、当初計画者は、一般住宅を建築する予定だったが県外に転居し、建築しなかつた。長期間管理もできていないため、承継者に譲り、適切に管理していただきたい。承継者は、隣地に居住している。配偶者が花卉盆栽類の販売業を営んでおり、自宅に資材等を置いているが、手狭である。当該地を譲受け、事業を拡大したく、本申請に及んだ。施設概要について、当初計画は一般住宅用地、変更計画は車輌及び花卉盆栽類置場用地です。付近の状況は東：畑、南：宅地、西：畑・道路、北：宅地・道路です。誓約書が添付さ

れております。農地区分は、第2種農地と判断されます。以上で説明とさせていただきます。

議長 議案第40号整理番号1番と2番について、事務局の説明が終わりましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第40号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第40号整理番号1番については申請のとおり決定します。続きまして、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第40号整理番号2番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第40号整理番号2番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について、以上2議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この2議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時34分)

(再開14時00分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、下戸塚のNさんが、農業経営の規模拡大を図るため、上戸塚の農地1筆、面積1,808m<sup>2</sup>を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書16ページの調査書にあるとおり、

農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。  
以上で報告を終わります。

議長 議案第41号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第41号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は举手をお願いします。

(举手全員)

議長 举手全員ですので、議案第41号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から5番の5件です。整理番号1番は、藤岡市が、森の農地を交換で取得し、水路用地として転用するもので、農地1筆、面積229m<sup>2</sup>、農地区分農振地域ですが、農業用施設の付け替えであるため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、森の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地2筆、面積1,011m<sup>2</sup>、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号3番は市内の法人が本郷の農地を賃貸借にて借り受け、現場事務所設置及び資機材置場用地として転用するもので農地1筆、面積850m<sup>2</sup>、農地区分は農振地域ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は下栗須のSさんが神田の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地1筆、面積500m<sup>2</sup>、農地区分は1種農地ですが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は鬼石のAさんが、鬼石の農地を売買にて取得し、貸露天資材置場用地として転用するもので、農地1筆、面積575m<sup>2</sup>、農地区分は2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第43号整理番号1番から5番について1班の班長さんより報告がありました。整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 43 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 43 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 43 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 43 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 43 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 43 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 43 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番から 11 番の 6 件です。整理番号 6 番は、市外の法人が、藤岡の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,234 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 7 番は、市外の法人が、藤岡の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 999 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 8 番は、市外の法人が、小林の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 569 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 9 番は、市外の法人が、小林の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,041 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 10 番は、市外の法人が、小林の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,186 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 11 番は、白石の R さんが、白石の農地を売買で取得し、車輌及び花卉盆栽類置場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 235 m<sup>2</sup>、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 43 号整理番号 6 番から 11 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 43 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 43 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 43 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 43 号整理番号 9 番は許可と決定します。次に整理番号 10 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 43 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 43 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 43 号整理番号 11 番は許可と決定します。続きまして、議案第 44 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。議案第 44 号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき藤岡市長が農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めております。8 ページの計画につきましては、農地の貸借の際に中間管理機構を間に挟まず、直接借人と貸人が貸借を結ぶ場合に作成される計画で、今回の対象地は 1 件です。以上で、議案第 44 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、議案第 44 号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願ひします。

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 44 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 44 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 45 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 10 ページをご覧ください。議案第 45 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めております。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 1 件です。以上で、議案 45 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、議案第 45 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

<関係委員退席>

議長 それでは議案第 45 号について何か意見がありましたら、お願ひします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 45 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第 45 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 続きまして、議案第 46 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 12 ページをご覧ください。議案第 46 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律附則第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを群馬県農業公社へ要請するために計画を作成したもので、農業委員会には計画の要請の承認を求めております。こちらの計画につきましては、中間管理機構を通して貸し借りされている農地の借人を変更するときに作成される計画で、今回の対象地は 2 件ですが、変更後の借人は全て同一となります。以上で、議案 46 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、議案第 46 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に關係する委員ですので退席します。

<関係委員退席>

職務代理 ただ今、議長が関係する委員として退席されたので、職務代理より議事進行いたします。何か意見がありましたら、お願ひします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第 46 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進

計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、これをお可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理

挙手全員でありますので、議案第 46 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長

続きまして、報告第 15 号・16 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 13 ページをご覧ください。報告第 15 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、5 条が 6 件ございます。詳細については 14 ページの一覧表でご確認ください。続きまして、報告第 16 号ですが、議案書 15 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 1 件、許可取消が 1 件の計 2 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今、報告第 15 号・16 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 6 年第 8 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 23 分)